## 無料相談

#### ■市民総合相談課(市役所駅南庁舎1階)【予約不要】 《くらし110番相談窓口 41番窓口》

内 容: 日常生活の中での疑問、困りごとなど(専門相談員応対)

と き: 平日8:30~17:15(面談・電話相談) 60857-20-4894 平日17:15~22:00(電話相談) 6090-8715-9280

土日祝日8:30~22:00(電話相談) 600-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日 (13:00~17:00) に面談相談を行 います。

#### 《消費生活センター 42番窓口》

内 容: 訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問 題など、消費生活に関すること(専門相談員応対)

と き: 平日8:30~17:15(面談・電話相談) 6 0857-20-3863

※土日祝(年末年始以外)は消費者ホットライン < 188(局番なし) をご利用ください。

#### 下記の予約・問い合わせは 市民総合相談課 (市役所本庁舎1階) 60857-20-3158まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回です。

内 容: 法律全般(弁護士応対) ところ: 本庁舎

き: 11/6(火)・13(火)・20(火)・27(火) 13:00~15:30(定員各5人·1人30分以内)

**予 約:** 10/25(木) 8:30~(先着順、定員になり次第終ア)

#### ■公正証書などに関する相談【電話予約制】

内容: 遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にとも なう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成お よび私署証書の認証などに関すること(公証人応対)

と き: 11/21(水) 13:00~15:30(定員5人)

ところ: 本庁舎

**予 約:** 11/19(月) 17:15まで(先着順、定員になり次第終了)

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内容: 採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を 含む生活設計などに関すること(社会保険労務士応対)

と き: 11/7(水) 13:00~15:30(定員5人)

ところ: 本庁舎

予 約: 10/31(水) 17:15まで(先着順、定員になり次第終了)

#### ■土地境界に関する相談【電話予約制】

内 容: 土地境界などに関すること(土地家屋調査士応対)

と き: 11/15(木) 13:00~15:45(定員3人)

ところ: 本庁舎

予 約: 11/8(木) 17:15まで(先着順、定員になり次第終了)

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康な どの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

#### 人権·生活相談 (無料)

と き:10月2日(火)・9日(火)・16日(火)

15:00~17:00 (定員各2人ずつ) ところ:人権交流プラザ(幸町 151)

内 容:人権に関わること、生活上の悩みなど(カウンセラー応対) 問 中央人権福祉センター € 0857-24-8241 € 0857-24-8067

※相談日以外でも、平日8:30~17:15は人権福祉員が応

対しています。

#### 多重債務・ヤミ金融など相談会(無料)

弁護士などの専門家による無料相談会です。 ※要予約

と き:11月14日(水)13:30~16:00 ところ: 県庁 会議室(東町一丁目)

間 県消費生活センター(県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室)

€ 0857-26-7605 € 0857-26-8144

#### 行政への困りごと相談(無料)

内 容:国の仕事や手続き、サービスなど(行政相談委員応対)

と き:10/10(水)・16(火)・23(火)・11/1(木)  $13:30 \sim 15:00$ 

ところ:10/10=輝なんせ鳥取、10/16=さざんか会館、 10/23=トスク本店インフォメーションルーム、 11/1=市役所駅南庁舎

※翌月7日までの情報を掲載しています。

問 鳥取行政監視行政相談センター € 0857-24-5541

#### 特設人権相談

と き:10月11日(木)13:00~16:00

ところ: さざんか会館(富安二丁目)

内 容:人権問題全般(人権擁護委員応対)について、人 権侵害が認められる相談については調査救済(法 務局対応)を行うことができます。

問 鳥取地方法務局人権擁護課 € 0857-22-2289

※法務局においても平日(8:30~17:15)は毎日相談に応じています。 専用ダイヤル 6 0570-003-110

#### 行政書士無料相談 (行政書士制度広報月間)

と き:10月13日(土)10:00~15:00 ※当日受付、先着順

ところ:県立図書館2階 小研修室

内 容: 相続・遺言、成年後見、帰化・在留許可などの手 続きなど(行政書十応対)

と き:11月4日(日)10:30~14:30 ※当日受付、先着順

ところ: 用瀬図書館 おはなしの部屋

内 容: 相続·遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、 契約など(行政書士応対)

問 鳥取県行政書士会事務局 € 0857-24-2744

#### 司法書士無料相談会

と き:10月16日(火)16:00~18:00 ※要予約

ところ: 県立図書館2階 小研修室

内 容: 相続、不動産登記、会社·法人登記、成年後見、 多重債務など

問 鳥取県司法書士会 € 0857-24-7024

#### 合同行政相談

(10/15(月)~21(日)は行政相談週間)

と き:10月15日(月)13:00~16:00

ところ: とりぎん文化会館

内 容: 道路、登記、労働、行政手続、年金、法律、相続、 人権、福祉、消費者トラブル、健康づくりなど

**参加機関:**法務局、労働局、年金事務所、鳥取県、鳥取市、 保健所、社会福祉協議会、弁護士(予約制)、司 法書士、行政書士、人権擁護委員、行政相談委員

問 鳥取行政監視行政相談センター 6 0857-24-5541

#### 暮らし・経営・なんでも相談会

と き:10月14日(日)10:00~16:00

ところ: 県立図書館2階 研修室

**内 容:** それぞれの専門家が連携して相談に応じます。

**参加機関:**中国税理士会鳥取県支部連合会、鳥取県司法 書士会、鳥取県社会保険労務士会、鳥取県中 小企業診断士協会、鳥取県土地家屋調査士会、 鳥取県不動産鑑定士協会、鳥取県弁護士会、 鳥取公証人会、鳥取県行政書士会、日本弁理

※できるだけ公共交通機関を利用してご来場ください。

間 (一社) 鳥取県中小企業診断士協会 🖪 0859-32-5060

⊕ 0859-22-8880 
☐ tottori-smeca@nifty.com

#### 経営相談会 (無料)

と き:11月4日(日)13:00~17:00 ※要予約

ところ: 県立図書館

内 容:創業、商品開発、売上アップ、IT、資金調達

など経営課題全般

申込み: 県立図書館

€ 0857-26-8155 € 0857-22-2996 soudankai@library.pref.tottori.jp

間 (一計) 鳥取県中小企業診断十協会 属 0859-32-5060



| 試合日程      | キックオフ | 対 戦 相 手      |
|-----------|-------|--------------|
| 10月14日(日) | 13:00 | 鹿児島ユナイテッド FC |
| 10月20日(土) | 18:00 | FC 琉球        |

ズンホームゲームの観覧無料!

※当月(4日以降)分と、翌月(7日まで)分の情報を掲載しています。 間 株式会社 SC 鳥取 60857-30-3033

#### 労働関係機関による日曜労働相談会 (無料)

と き:10月21日(日)10:00~15:00

ところ:福祉文化会館 ※事前予約優先

内容:解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、有給休暇、 パワーハラスメントなど労働問題全般(弁護

士、社労士などが応対)

間 労使ネットとっとり(県労働委員会)

**6** 0120-77-6010

### 空き家・空き土地・不動産こまりごと相談

と き:11月5日(月)13:00~16:00

ところ: とりぎん文化会館2階 第2会議室

内 容: 空き家・空き土地の対策・活用、不動産に関 する相談・トラブル(民法、相続、登記、建築、

境界、税金、契約ほか) ※弁護士·司法書士·建築士·土地家屋調査士·宅地 建物取引士応対

間(公計)鳥取県宅地建物取引業協会東部支部 (公計)全国宅地建物取引業保証協会鳥取本部

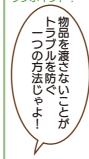
**6** 0857-27-1844

# (環境施設などの整備の目的税)

入湯税は鉱泉浴場(温泉など)を利用する入湯客 に課税され、入湯客から受け取った税金は鉱泉浴場 の経営者が市に納めます。税額は1人1日につき 150 円です。ただし、満 12 歳未満の人、一般公衆 浴場の入湯客などへの課税は免除されます。納めら れた税金は、次の費用にあてられます。

- ●清掃工場、下水処理場などの環境衛生施設の整備
- ●鉱泉源の保護管理施設の整備
- ●消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備
- ●観光施設の整備
- 問 駅南庁舎市民税課
- € 0857-20-3411 € 0857-20-3401

ガード博士からの ワンポイント!



ガード博士

条件で契約を解除することができ 者を中心に多くのり業者に対する規 を含めて 族や

はな の家を訪問 の中に 費者 一貴

法律

の処分は慎重に



紀問

Tottori City News Letter 2018.10

とっとり市報 2018.10 28

No.067